

## 憲法記念日を迎えての会長談話

憲法記念日は、日本国憲法が1947年（昭和22年）5月3日に施行されたことにより定められました。この日を迎えると、日本国憲法が制定された背景と憲法の定める理念について改めて思いを強くします。

第二次世界大戦によって、我が国だけでなく、世界中の多くの市民が死傷し、日常生活が破壊されました。その反省のもと、いかなる理由があっても二度と戦争の惨禍が起こることのないよう決意し、平和を希求するものとして日本国憲法は定められました。そして併せて、我が国が、基本的人権を尊重し、国民主権に基づいた国家であるべきことを定めています。

千葉県弁護士会は、戦後、自治を認められた弁護士法のもとに、基本的人権の擁護と社会正義の実現に努めてまいりました。基本的人権も社会正義も、平和な社会でなければ守ることができません。そのために、当会では平和のための活動も取り組んでいます。

昨年始まったウクライナへのロシアの侵攻や、我が国への隣国による挑発などがあると、「平和」をいかにして守るかということについて、「心」を強く揺さぶられます。

しかし、「力」による対抗は、歴史が示すとおり結果的に市民への甚大な被害をもたらし、決して「平和」のための解決とはなりません。外交による不断の努力が必要です。安全保障のあり方はその時の感情に委ねるのではなく、慎重に考える必要があります。

当会は、憲法の理念に基づいて、日常生活でも人々の生活を守るために様々な活動を行ってきました。しかし、残念なことにコロナ禍も含めて自然災害が発生すると多くの人々が苦しむ現実があります。また、日常においても障害者、LGBTQ、外国人を含めて多くの差別や中傷行為に悩む実態があります。そのために、当会では、多くの専門相談を含む法律相談の機会を設け、市民の方々の権利を守り、悩みを解決するために、自治体や民間団体とも連携しながら、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

当会は、そのほかに長年無実で苦しんできた人々を早期に解放するための再審法改正や、司法審査なく無期限の身体拘束が可能な入管法の問題など、法律の適用では守られない権利の侵害に対しては、日本国憲法に基づき、法律の制定や改正への働きかけも行っています。

時には公権力と対峙することもあります。基本的人権の擁護と社会正義の実現は、弁護士としての使命として、これからも誠心誠意努めていく所存です。

千葉県弁護士会会長 菊地秀樹